

2—S₃—2

学童期運動器検診の開始を受けて

医療法人社団天徳会北本整形外科

○柴田 輝明

【目的】運動器の疾患・障害や運動器機能不全に対しては、運動器検診を基本とし児童生徒への運動器に関する健康教育が重要であり、今後の学校医と整形外科医師の果たすべき役割も大きくなると思われる。

これらの案件を調査する目的で、埼玉県では平成19年度より小学校就学時児童を対象に文部科学省委託事業として、埼玉県教育委員会・埼玉県医師会のご指導及びご協力の下に運動器検診を行ってきた。以後、小学校5年生、中学生を対象に、平成24年度から幼稚園児を対象に運動器検診を行って、その実態を調査した。

平成28年4月1日から学校での児童生徒の定期健康診断に、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無に「四肢の状態」を必須項目に加えて健康診断が実施される。児童生徒の運動器の検診が円滑に実施されるに当たっては、整形外科医の役割が重要になってくる。

【方法と対象】平成24年、25年度は文部科学省の委託事業として埼玉県教育委員会で「学校保健課題解決支援事業」を各鴻巣市、北本市で開催し、「運動器検診」と「運動器機能不全とケガの予防について」であるが、平成19年度から平成25年度までの結果報告と事後措置が主なテーマに指定された。

そして、平成24年度から平成26年度まで幼稚園児を対象に運動器検診を行った。また平成26年度には静岡県内での4小学校の5年生を対象に運動器検診を行った。

【成績】幼稚園児、小学校就学児、小学校5年生、中学生と年齢が高くなるにつれて運動器疾患障害が増加し、姿勢や歩容状態を含めて、運動器機能不全も増加してきた。

【結論】上記の成績より、運動器検診の重要性と運動器疾患・障害のみならず、運動器機能不全の予防と事後措置の重要性が今後の課題として平成25年4月1日から学校保健安全法の一部改正に伴う運動器検診の定期健康診断のマニュアル改訂に伴って、その対応も検討した。